

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061または ☎ 539・2062

Fieの取り組み紹介

白梅会館の協働事業

市では、環境マネジメン トシステム「Fie」を運 用し、環境負荷低減の取 り組みを推進しています。 平成29年1月31日から2月 2日に行った環境監査のな かの高評価だった白梅会 館の取り組みを紹介します。



コンポストによる堆肥作

白梅会館 ではコンポ ストを設置 し、生ゴミ 等の堆肥化 を行っています。

学童クラブ、イベント、 白梅会館で発生する生ごみ や落ち葉等のほか、近隣の 住民や利用者等に家庭で出 る生ごみを持ち込んでいた だいでいます。

身近なところから生ごみ の減量と資源化を目指し、

環境意識を高めています。 できあがった堆肥は、白 梅会館裏庭の小さな畑を 使った食育講座の野菜作り のほか、花木の肥料として 活用しています。

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718、公民館白 梅分館 ☎ 553・3454

平成29年度版「ごみ・リサ イクルカレンダー」を配布 します

3月17日(金)から、各家庭 にごみ・リサイクルカレン ダーを配布します。一週間以 上経っても届かない場合や、 2世帯同居などで2部以上 必要な方は、環境課ごみ対 策係へご連絡ください。

共同住宅用カレンダー、英 語版カレンダーは窓口に用意 してありますので、必要な方 は市役所1階11番環境課ご み対策係へお越しください。

【問合せ】環境課ごみ対策 係 ☎ 551・1731

身体障害者補助犬同伴者へ の理解・促進について

「身体障害者補助犬法」 により、官公庁等の公共機 関や公共交通機関、不特定 多数の人が利用する施設等 においては、身体障害者補 助犬(盲導犬、介助犬、聴 導犬)の同伴を拒んではな らないことになっていま す。身体障害者補助犬を同 伴している方の社会参加促 進のため、市民の皆さんの ご理解をお願いします。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

高次脳機能障害相談

脳卒中や交通事故のあ と、新しいことが覚えられ なくなった。感情や欲求の コントロールがしにくい等 の原因は、もしかしたら「高 次脳機能障害」かもしれま せん。ご家族だけで抱え込 まず、まずはご相談くださ

い。 【日時】①4月11日(火)午後 2時～4時②4月25日(火)午 後2時～4時 【場所】市役所 【対象】高次脳機能障害の 当事者および家族等 【相談員】作業療法士等 【申込み】3月17日(金)から 障害福祉課 ☎ 551・1742

臨時福祉給付金(経済対 策)の申請受付が始まりま した

臨時福祉給付金(経済対 策分)の支給対象者に該当 すると思われる方に対し、3 月13日に申請書を発送しま した。必要事項を記入し、本 人確認のための健康保険証 の写し等、必要書類を添付の うえ、郵送または市役所1 階郵便局側入口付近の臨時 窓口で申請してください。

【申請期間】3月14日(火) ～ 6月30日(金) 【問合せ】社会福祉課庶 務・福祉計画担当 ☎ 551・1735、福生市臨時福 祉給付金コールセンター ☎ 0570・056・234

身近な法律相談

高齢者・障害者の方々の 遺産相続・財産管理・遺言 書作成・人権擁護・成年後 見などについて、弁護士が 相談に応じます。 【日時】4月19日(水)午後2 時～4時 【場所】福祉センター相談 室 【対象】高齢者・障害者や

【問合せ】福生第二中学校吹奏楽部 スプリングコンサート 2017 【日時】3月28日(火)午後1 時30分開演(午後1時開 場) 【場所】市民会館大ホール (もくせいホール) 【問合せ】福生第二中学校 ☎ 551・1970

ごみ・資源収集情報

Table with 2 columns: 29年1月963t, 29年1月355t (27%)

Table with 2 columns: 29年1月 97t, 28年1月 94t

4月の資源回収予定

Table with 2 columns: 実施団体, 実施日

Table with 4 columns: 測定場所, 飛行回数, 前年同月比

減免世帯に指定収集袋を交付します!

【交付日時】4月3日～平成30年3月30日の間の月～ 金曜日午前8時30分～午後5時15分※水曜日の午後 5時15分以降および土曜日は交付できません。 【交付場所】市役所1階11番環境課ごみ対策係 【減免対象】①生活保護受給者②児童扶養手当受給者 ③特別児童扶養手当受給者④遺族基礎年金受給者(条 件有り※ご確認ください)⑤身体障害者手帳(1級ま たは2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が 非課税⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けて いて、世帯全員の市民税が非課税⑦精神障害者保健福 祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民 税が非課税⑧市長が特別の理由があると認めた場合 【交付世帯人数】<①の方>本人および証明書に記載され ている人数分 <②の方>該当の子(18歳到達年度の末日(3月31日)ま での子)と親

<③の方>該当の子(20歳未満の子)と親 <④の方>該当の配偶者と子 <⑤⑥⑦の方>該当の本人と同一世帯の親、または配偶 者※ただし、親と配偶者がともに同一世帯の場合は、 配偶者を優先 【交付枚数】・1人…可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚 ・2人…可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚 ・3人以上…1人増えるごとに2人分の枚数に可燃用中 袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付。 ※年度途中で申請した場合は月割りで交付します。 【必要な物】 ■証書等…①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証 書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書(環境 課へご確認ください)⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳 ⑦精神障害者保健福祉手帳 ■印鑑 ※⑤⑥⑦については、世帯全員の市民税非課税の確認が必 要なため、当日交付できない場合があります。 【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【インフレライド条項の適用について】国が示した平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価の上昇に伴い、市が契約した公共工事について工事請負 契約約款第24条第6項(インフレライド条項)を適用することとしました。詳細は市ホームページをご覧ください。【問合せ】契約管財課契約係 ☎ 551・1539